

ピックアップ 市政情報

「農業委員会委員選挙人名簿」登録申請を受け付け

受付期間

平成27年1月5日(月)

～10日(土)

基準日 毎年1月1日

有効期限 1年

資格要件

①二本松市民

②年齢が20歳以上(平成7年

4月1日以前に生まれた

方)

③次のいずれかに該当する方

・10アール以上の耕作を営む

方。ただし、同居の親族お

よびその配偶者が年間お

むね60日以上耕作している

こと

・10アール以上の耕作の業務

を営む農業生産法人の組合

員、社員または株主で、年

間おおむね60日以上耕作に

従事する方

申請方法

各地区の農事組合長から配
付される申請書に記入のうえ、

提出してください。(農事組
合等に加入されていない方は、
個々に郵送します。)

その他

平成27年は任期満了による

「農業委員会委員選挙」が行わ
れる予定です。

本申請を行わない方は選挙

権・被選挙権(一部例外を除く)

を有することになりません。

※資格要件を満たす方で、申

請書が届かない方は、左記

までご連絡ください。

◎問い合わせ：

農業委員会事務局

☎(55)5148

特設人権相談所を開設

～12月4日から10日は

「第66回人権週間」～

12月10日の「人権デー」まで

の一週間は人権週間です。人

権尊重思想の普及高揚のため

啓発活動を行います。

無料人権相談を実施します

ので、お気軽にご相談くださ
い。

人権相談所開設日時・会場

二本松地域 12月4日(木)

午前10時～午後3時

二本松福祉センター

安達地域 12月3日(水)

午前10時～午後3時

安達公民館

岩代地域 12月5日(金)

午前10時～正午

岩代支所

東和地域 12月4日(木)

午前10時～正午

東和支所

◎問い合わせ：

生活環境課市民生活係

☎(55)5102

または各支所地域振興課

工業統計調査

「工業統計調査」が12月31日

現在で実施されます。

工業統計調査は、製造業を

営む事業所を対象に、その活

動実態を明らかにすることを

目的とした調査です。

調査をお願いする製造事業

所には、12月上旬から、統計

調査員がお伺いしますので、

調査にご協力ください。

調査内容の秘密の厳守

提出いただく調査票につい
ては、統計法に基づき、調査

内容の秘密は厳守されます。

◎問い合わせ：

企画財政課企画調整係

☎(55)5090

栄えある叙勲受章おめでとうございます

秋の叙勲および危険
業務従事者叙勲の受章
者が発表され、各分野
で活躍・貢献された
方々が受章されました。
受章された皆さまをご
紹介します。

瑞宝双光章

野地 稔さん(82)

元福島公共職業安定所長(上竹)

瑞宝単光章

本田 健一さん(66)

元岩代町消防団団長(小浜)

旭日単光章

三浦 惣一さん(81)

元岩代町商工会会長(西新殿)

瑞宝双光章

渡邊 善一さん(78)

元学校薬剤師(百目木)

瑞宝単光章

渡邊 國男さん(69)

元安達地方広域行政組合
消防司令(大楯場)



2015年農林業センサス

平成27年2月1日現在で、「2015年農林業センサス」が実施されます。

この調査は、農林業の実態を明らかにし、国・県・市町村など多方面にわたり、広く利用できる総合的な統計資料を得るための調査です。

1月中旬から統計調査員が、農林業を営んでいる皆さまのところへ訪問し、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いいたしますので、調査へのご協力をお願いします。

調査内容の秘密の厳守

提出いただく調査票については、統計法に基づき、調査内容の秘密は厳守されます。

◎問い合わせ：

企画財政課企画調整係

☎(55)5090

給与所得者の個人市県民税は「特別徴収」で納付を

特別徴収とは、会社等（給与支払者）が市から通知した従業員（給与所得者）の個人市県民税を毎月の給与等から天引きして納付いただく方法です。

従業員（給与所得者）の方の×リット

- ・ 毎月の給与等から天引きする年12回払いのため、個人納付（普通徴収）の年4回払いに比べ、1回当たりの負担が緩和されます。
- ・ 納税のため金融機関等に行く手間が省けます。
- ・ 個人市県民税の納め忘れがなくなります。

特別徴収への切り替え

現在、普通徴収の方で、特別徴収への切り替えをご希望の方は、会社等が特別徴収への切り替えの手続きを行うこととなります。

会社等の経理・給与担当の方にご相談ください。
事業主の皆さまへ
 給与所得者の個人市県民税は、地方税法および二本松市税条例により原則として給与等から特別徴収するものとされています。

特別徴収の方法による場合には、毎年1月末日までに提出いただいている給与支払報告書に「特徴」の総括表を添付し提出してください。

徴収する税額は、提出された給与支払報告書等により市

が計算し、5月中旬に事業所へ通知します。

特別徴収義務者の一斉指定を実施します

平成28年度より、個人市県民税の特別徴収を推進するための取り組みとして、対象となる事業主の皆さまを「特別徴収義務者」として一斉に指定します。

この取り組みは、従業員の利便性の向上や法令遵守のため、県内全市町村で実施されます。事業主の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◎問い合わせ：

税務課市民税係

☎(55)5085

高額療養費の申請

国民健康保険に加入されている方で、1カ月に支払った医療費の額が、一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合に、その超えた分が高額療養費として支給されます。詳しくは下表をご確認ください。

申請手続きに必要なもの

- ・ 医療機関の領収書・印鑑
 - ・ 振込先の分かるもの
- 以上を持参のうえ、国保年

70歳以上75歳未満の方

所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者	44,400円	80,100円 ※医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 ※4回目以降は44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

70歳未満の方

所得区分	3回目まで	4回目以降（過去12カ月間で）
一般	80,100円 ※医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
上位所得者	150,000円 ※医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

金課または各支所地域振興課で手続きください。

確定申告で医療費控除を申告される方は、高額療養費の申請を先に済ませてください。

ご注意ください

- ・ 食費や差額ベッド代等の自費分は支給の対象にはなりません。

70歳未満の方の受診については、一医療機関につき21,000円以上の自己負

◎問い合わせ：

国保年金課国保年金係

☎(55)5106

または各支所地域振興課